

なめがわ

議会だより

国指定重要文化財
泉福寺木造阿弥陀如来坐像

第158号

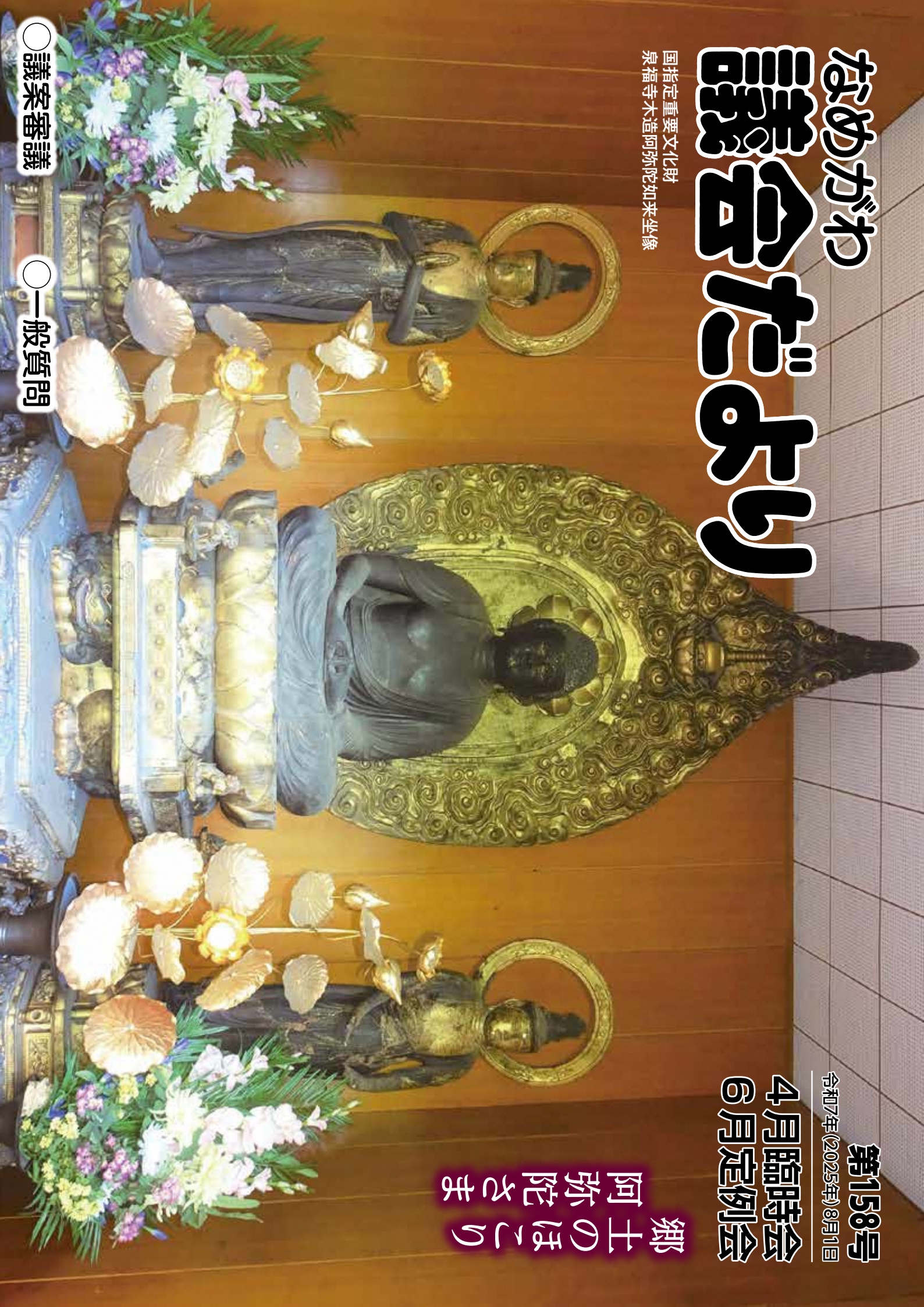
令和7年(2025年)8月1日

4月臨時会
6月定例会

郷土のほろ
阿弥陀さま

○議案審議

○一般質問



小川地区衛生組合 議会第2回臨時会

期日 令和7年6月20日

場所 小川町役場

《付議された議案》

○監査委員の選任

比企広域市町村圏組合 臨時会

期日 令和7年5月22日

場所 東松山市議会議場

《付議された議案》

○監査委員の選任

○請負契約の締結（高坂分署
庁舎新築工事）

○財産の取得

高規格救急自動車の購入

（吉見分署・小川消防署）

水槽付消防ポンプ自動車の

購入（松山北分署）

水槽車の購入（東秩父消防
団）

○非常勤消防団員に係る退職
報奨金の支給に関する条例
の一部改正

○令和7年度比企広域市町村
圏組合消防特別会計補正予
算（第1号）

議会の新体制決まる

第246回滑川町議会臨時会は、正副議長の選挙、各常任委員会等の構成並びに正副委員長を選任が行われ、議会の新しい体制が決まりました。

議長
内田敏雄



町民の皆様には、日頃より町議会に對しまして格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、令和7年4月30日の第246回滑川町議会臨時会において、議員皆さまのご推挙により議長に就任いたしました。身に余る光栄と感謝の気持ちとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

さて、世界的インフレの影響を受けた輸入財価格の上昇など物価高騰は、複数の要因が絡み合っている複雑な問題です。そのような中であつて、滑川町でも、厳しい財政状況に変わりはなく、老朽化した施設の整備や老朽化した水道管の交換なども重要な課題となっております。議会と執行部は、三元代表制のもと、お互いが切磋琢磨し、議会も町長としっかりと議論を重ね、町民の皆さまのための施策を実践していくことが、町将来の発展に繋がるものと確信しております。町民の皆様のために協働しながら議会改革を進め、行政監視機能の充実、活性化を図りながら、滑川町の発展と町民の幸せづくりの

副議長
小澤実



議員各位のご推挙を賜り、副議長に就任しました。その責務の重さに身が引き締まる

ために精いっぱい努力をしております。
皆さまのご協力をいただきながら円滑な議会運営に努めてまいり所存でございますので、町民の皆様のご理解と温かいご支援をお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

監査委員
吉野正浩



議会選出の監査委員に吉野正浩氏が議会の同意により選任されました。

思いで有りますが今後は副議長の職務を遂行すると共に、議長の後援役として町政の推進及び議会の公正かつ円滑な運営に努めて参りたいと思います。

新しい委員会構成と計画

総務経済建設常任委員会



総務経済建設常任委員会の所轄課		議長	委員	副委員長	委員長
総務政策課	環境課	長	内田 吉 北 阿 瀬 赤 田 野 堀 部 上 沼	副委員長	委員長
会計課	上下水道課				
税務課					
産業振興課					
建設課					
			敏 正 一 弘 邦 正 雄 浩 廣 明 久 副 徹		

年間計画

5月20日	活動方針及び年間計画策定
7月29日	埼玉県防災学習センターの視察・研修
8月20日	埼玉西部クリーンセンターの視察・研修
11月	合同所管事務調査
11月	ため池・道路・橋梁等の現場視察
令和8年1月	防災関連事業調査、年度の総括

文教厚生常任委員会



文教厚生常任委員会の所轄課		(副)議長	委員	副委員長	委員長
町民保険課	福祉課	(副)議長	小 井 中 松 上 谷 西 澤 上 西 本 野 嶋 宮	副委員長	委員長
高齢介護課	健康づくり課（保健センター）				
環境課	教育委員会事務局				
			実 章 文 幾 葉 俊 明		

年間計画

5月13日	活動方針及び年間計画策定
6月10日	福田小の田植え 理科専科授業の視察
8月6日	介護施設等の運営状況視察
8月	滑川町福祉センター視察
11月	合同所管事務調査
令和8年1月	産業廃棄物収集運搬事業の視察

議会広報発行対策特別委員会

井 中 谷 原 赤 上 西 嶋 沼	委員	上 野 葉 月	副委員長	小 澤 実	委員長
章 文 正 壽 稔 副					

議会運営委員会

小 吉 松 西 阿 澤 野 本 宮 部	委員	瀬 上 邦 久	副委員長	北 堀 一 廣	委員長
実 正 幾 俊 弘 浩 雄 明 明					



期日 令和7年6月10日
場所 福田小学校

理科の授業視察を行った後、学校長から、福田小学校の教育についての説明があった。教育委員会から、特認校の取組や、小学校の理科と英語の専科教員による授業、田植え活動、里山プロジェクト等についての説明があった。
滑川町では、教育委員会・学校・地域が連携し教育活動を行なっている。

文教厚生常任委員会報告

第246回滑川町議会臨時会・第247回定例会



審議結果一覧

第246回臨時会 全員賛成の議案

議案番号	審議結果一覧
条例に関する議案	
議案第32号	専決処分の承認を求めることについて（滑川町税条例の一部を改正する条例） 法律の改正に対応する条項の整理・修正
議案第33号	専決処分の承認を求めることについて（滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） 法律の改正に対応する条項の整理・修正
議案第35号	滑川町出産祝金支給条例を廃止する条例の制定 既に他条例へ移行・終了済の条例の廃止
議案第36号	滑川町子育て応援金支給条例を廃止する条例の制定 条例の基となっていた県事業の廃止に伴う条例の廃止
令和6年度滑川町補正予算に関する議案	
議案第34号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度水道事業会計（第5号）） 重要給水施設配水管路耐震化等のための起債額の追加
滑川町の人事案件に関する議案	
議案第37号	滑川町監査委員の選任について 委員の辞任に伴う新委員の選任への同意

第247回定例会 全員賛成の議案

議案番号	審議結果一覧
条例に関する議案	
議案第38号	滑川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定 法律の改正に基づく配偶者同行休業制度の制定
令和7年度滑川町補正予算に関する議案	
議案第43号	一般会計（第1号） 地方交付税額・国庫補助金額の決定等に伴う補正
議案第44号	水道事業会計（第1号） 人事異動に伴う人件費の補正
議案第45号	下水道事業会計（第1号） 人事異動に伴う人件費の補正
その他の議案	
議案第47号	工事請負契約の締結 宮前小学校浄化槽設置工事
発議第3号	滑川町議会傍聴規則の一部改正 社会情勢等に合わせた文言整理等

第247回定例会 審議の分かれた議案

議案番号	審議結果一覧	議席番号	1	2	3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	議長
		結果	小澤 実	上野 葉月	瀬上 邦久	阿部 弘明	西宮 俊明	北堀 一廣	松本 幾雄	赤沼 正副	原 徹	谷嶋 稔	中西 文寿	吉野 正浩	井上 章	内田 敏雄
条例に関する議案																
議案第39号	滑川町不法投棄防止条例の一部改正 法律の改正に対応する条項の整理・修正	賛成多数	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第40号	滑川町水道事業給水条例の一部改正 水道事業の健全な経営基盤構築のための水道料金の値上げ改定	賛成多数	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第41号	滑川町下水道条例の一部改正 施設更新のための財源確保を目的とした使用料の値上げ改定	賛成多数	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第42号	滑川町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 施設更新のための財源確保を目的とした使用料の値上げ改定	賛成多数	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他の議案																
議案第46号	工事請負変更契約の締結 (仮称) 滑川町福祉センター建設工事の増額変更	賛成多数	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願																
請願第3号	従来（紙）の健康保険証の復活を求める意見書に関する請願書	反対多数	×	○	×	○	×	×	×	○	○	×	○	×	×	×

※○は賛成 ×は反対 ※人事案件の採択については「同意」となります。

※議長は賛否同数の場合のみ採決に参加します。

※議案名の下の子青字は議案内容の説明です。

臨時会議案審議

Q & A

議案 第 35 号

条例制定のタイムラグ

Q 既に平成29年度に子育て支援金支給事業へと移行しているため、今議会で滑川町出産祝金支給条例を廃止することである。今は令和7年、時期的に間があいているのはなぜか。

A 事務的なミスであり、お詫びする。

要望 上位法令の改定に伴う条例制定や改定時期について、文言の選定・町条例間での文言の統一など、各課で行うだけでなく全体を通してチェックし整合性をはかることを検討してほしい。

議案 第 36 号

町の事業と県の事業との関係は

Q 滑川町子育て応援金支給事業と県事業「子育てファミリー応援事業」とはどのような関係にあるのか。

A 埼玉県の事業は出産した方にギフト券を贈呈するもの

で、町の事業は県の事業に乗せて5千円を給付するもの。

Q 県事業の終了に伴い、町の事業も終了するのは何故か。

A 町の事業は、県の事業に賛同・協力し、補助金の交付を受けるために始められたもの。今回、県の事業が終了するので、町の事業も終了する。

定例会審議

議案 第 38 号

国内転勤にも適用すべき

Q 条例の制定の趣旨が、公務員の活躍・能力の高い職員の離職を防止とのこと。ならば国外転勤等だけでなく、国内転勤にも適用すべきではないか。

A 地方公務員法に規定した内容について、今回条例等を制定した。

議案 第 39 号

不法投棄への対応は

Q 町長が条例に基づき不法投棄者に原状復帰を命じたが従わなかった場合、罰則規定

がない中で、町はどう対応するのか。

A 他の法令により、不法投棄者に対応する。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条及び第32条)

不法投棄の際、所有者の負担が増すのでは

Q 改正前の第5条で、「町長は」速やかに不法投棄の現場の確認・・・不法投棄者の判明に努め「原状回復を図るもの」とある。改正後の条例第7条では「土地所有者に原状回復を命ずることができる」となる。この改正による影響は、土地所有者の負担が重くなる改正と読めるがいかがか。

A 原状回復は、改正前の条例でも土地所有者管理者が行うことになっており、実質的な変更はない。

議案 第 40 号

上水道値上げは時期を改めて

Q 水道事業の経営戦略により予定はされていたこと、滑川町は全て購入を頼っている県水の値上げから、予測できることではある。物価高騰の現在、公共料金の値上げは厳しいものがある。来年度4月よりも遅らせることはできないか。

いか。

A 布設から50年たった配水管であり、老朽管の更新は必ずで後回しはできない状況。よって、今水道料金を上げなければいけない。

要望 経済状況も考えてほしい。経済的に厳しい世帯への徴収には配慮し、滞納世帯に対し上水道を止めることはしないよう要望する。

水道料金値上げは見直すべき

Q 物価高騰で生きていけないかどうかという住民の生活だ。それに追い打ちをかける水道料金の30%という大幅な値上げ。国の物価高騰対策臨時交付金を来年度の値上げを抑えるために使えないのか。住民の暮らしを守らなければならぬ町が水道料金値上げを押し付けるとなると最後の防波堤が崩れることになる。見直しすべきだ。

A 物価高騰の中、利用者には負担の大きなものとなっていると思う。物価高騰については一時的なものであるので、国の交付金を活用し利用者負担を軽減していきたい。今回の水道料金引き上げは長期的な計画で今上げなければいけない計画だ。

議案 第 41 号

下水道料金の値上げについて

Q 値上げの理由の二つが県からの負担金の増額が予想されること、増額の理由は何か。

A 昨今の物価上昇、人件費の上昇等だ。

要望 水道も下水もほかに値上げということで住民への負担が大きくなる。考え直すべきと思う。町が住民へ負担をかぶせるのを減らそうと努力してほしい。25%というのは大幅な負担増、考え直してほしい。

Q 県からの負担金増額が確定していない段階での値上げに疑問。来年度4月値上げと決めるのは時期尚早ではないか。

A 老朽化した施設の更新等を計画的に進めるための財源確保が目的である。なお、市野川流域下水道処理施設に関わる維持管理負担金の増額や施設の維持管理費の増加により、使用収入だけでは経費を賄えない状況である。下水道審議会の答申に基づき25%の料金改定を行う必要がある。

要望 経済的に厳しい世帯への配慮を求める。

議案 第 42 号

農業集落排水料金改定
は時期を遅くして

Q 上水道・下水道のように、県からの料金改定等、コスト増の要因はあるのか。

A 県からの改定要因はないが集落排水使用料は、下水道使用料と同じ料金体制であり25%の料金改正をする。

要望 経済的に厳しい世帯への料金徴収等の配慮を求める。

議案 第 43 号

長期継続契約の条例との
整合性は

Q 補正予算第2表債務負担行為補正に定める公用車借上及びサーバー機器等賃借料は、長期継続契約を締結する事ができる契約を定める条例により契約できるものであるので、今後この2つの関係を精査していただきたい。

A 今回追加の債務負担行為は、令和8年度事業を年度内に準備行為するので、予算の担保を示し円滑に事務執行するためである。昨今のリース契約等の増加で、財務の考えにズレが生じている。今後は、債務負担行為と長期継続契約の本来の在り方、統一化に向

けて検討していく。

商工会補助金約176万円

Q 増額の理由は。

A 当初商工会への派遣が1人という形で計算していた。それが2人になったことによる増額。

障害福祉費・医療費オンライン資格確認PME連携機能導入委託料とは

Q 障害福祉費の「医療費オンライン資格確認PME連携機能導入委託料」とはなにか。

A マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化のために行うシステム改修事業。令和5年度から実施されているデジタル化。医療DXに関する工程表で国では令和8年度中に導入を目指すというもの。マイナ保険証の提示により、医療機関・薬局からオンラインで資格確認の照会が行われる。同様にPME支払基金にも照会がいく。両方のシステムでの連携が行われることにより速やかな医療費助成が行われるというもの。

校内LAN整備等委託料約710万円

Q 現在もGIGAスクール構想が進み、教室数等にも大きな変化がない中での調査だ

が、その内容詳細は。

A タブレットPCを使つての授業等の活用・アプリ教材が増えている。ネットワークの負担が増大する中GIGAスクールセカンドを迎えることとなり、滑川町では令和9年度にタブレットPCの入替を想定している。今回、文科省補助金を使つて学校ネットワークのアセスメント調査を行う。まずは机上調査、併せて現地調査を行う予定である。

宮前小学校浄化槽設置工事

Q 浄化槽工事の詳細を。

A 宮前小学校では昭和53年3月に現在の校舎を建築し、その際設置された浄化槽を現在まで維持管理し使用。経年劣化による機能低下が生じ、浄化槽からの処理排水が法定検査による基準を満たすことができなくなり、浄化槽の入れ替え工事を実施する。

福田小学校教育相談室空調設置について

Q 教育相談室とは。

A 今までは先生と児童、先生同士、または保護者と呼んでの教育相談に使用していた。今年度からは福田小学校でこの教育相談室を通級指導教室としても使用することに

なった。

Q 教育相談室空調設備設置はもともと相談室というのがあってそこに空調を入れるということか。

A 今まであった相談室には未設置だった。相談の対象は先生と生徒、先生同士、または保護者を加えてのものなど。今年度から福小でも通級指導教室での指導を相談室で行うこととなり通年での使用を考慮し空調設備設置の予算計上となった。

社会福祉協議会の庁舎賃料

Q 庁舎使用料94万3000円程度の詳細を。

A 滑川町行政財産の使用料に関する条例に基づいて積算した。

Q 建物の推定価格とは建築費か。耐用年数は何年か。

A 今回の使用料の計算金額は、当初の工事請負代金。

Q 子ども第三の居場所には使用料のようなものは発生しないのか。

A 町の事業であるから施設の使用料は発生しない。

福祉センター建設工事変更約1139万円増

Q 福祉センター建設工事の変更契約の内容は。

A 外構舗装面積の増加等による建築工事費の増額、電灯コンセント設備やLAN電話配管設備の増加等による電源設備工事費の増額による。物価高騰による影響ではなく、仕様変更による増額である。

議案 第 46 号

仮称・滑川町福祉センターの工事請負変更契約の締結について

Q 足りないから増やしてくれ、と1000万円も増える追加工事を行う。そんなことが公共工事であるのか。

A 通常の公共工事でも変更がある。今回の変更は当初の請負金額の5%程度のもの。現場の状況において施工の方法や管路の変更などで起こりうるものとの認識。

意見 工事終了間際で「実はこれが不足していた」と町の方から業者に変更しようという。理解できない。自分の家ならともかく。福祉センターについてはこれまで様々な問題を指摘してきた。工事が終了という段階でこつしたことが出てくるのは認められない。

討論

議案第40号
滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

反対

今、住民の暮らしや営業は物価の高騰で塗炭の苦しみを強いられている。それが改善される見込みのない中、水道料金の値上げはさらに住民生活を窮地に追い込むものとなる。地方自治の役割は住民福祉の向上にある。町は住民の暮らしを守る最後の砦としての自覚を持つべきだ。あらゆる手立てを講じて値上げを抑えるべきだ。物価高騰対策交付金を水道料金の減免に利用するといふならそれを水道料金の引き下げに利用するべきだ。町は未曾有の物価高騰から住民を守る防波堤の役割を果たすことを願い、本条例に反対する。

賛成

本町は長年水道料金を値上げしないで経営してきたが、給水人口の鈍化、節水機器の普及などにより水需要は減少している。このような中で、本町の水道水源全量を供給し

討論

請願第3号
「従来(紙)の健康保険証の復活を求める意見書に関する請願書」

賛成

ている埼玉県水道用水供給単価が令和8年度に増額改定することが公表された。更に水道施設の老朽化といった課題にも直面している。このままでは赤字経営が目に見えている。料金改定に関しては、滑川町水道審議会に諮問をし、改定率30%の値上げが必要と答申を受けている。

町民の皆様には、ご負担をおかけするが、水道料金を改定するための条例の一部を改正する条例の制定に賛成する。

賛成

水道事業の安定経営のためには基本料金等の改定は避けて通れない。住民福祉の基本である上下水道を始めとする社会インフラを後世に責任を持って残すためには、適正な料金改定を行い継続的に運営をして行かなければならない。ここで易きに流れ値上げを先送りすることは、次の世代へ負担を先送りするだけである。一時的な経済情勢で苦しい家庭については別途短期的な施策で対応すべきもので、水道事業の安定経営の為には今回の条例の改正は必要だと考える。

賛成

昨年12月2日以降、健康保険証の新規発行は停止され、マイナ保険証が基本となった。しかし、運用開始後もト

ラブルが頻発し、今年2月時点の全国平均利用率は約27%と低迷している。これは約7割の国民が利用に抵抗を感じている現状を示すものである。本請願は、将来的なマイナ保険証への一本化を否定しない。しかし、現段階でマイナンバーカードの信頼性は不十分であり、住民が安心して医療を受けられる状況にない。この状況において、現行の健康保険証の継続利用を求めることは、現実的かつ合理的な要望である。

反対

令和6年度67消防本部660隊において、救急車の救急隊員によるマイナ保険証を活用した実証実験をおこなった。病気の苦しみにより、救急隊に口頭で説明できない状況において、マイナ保険証からかかりつけの病院や薬剤情報を確認して医療機関へ搬送できた。別の場合、外出先でふらつき、会話ができない状態であったがマイナ保険証から医療情報を確認し、糖尿病であることがわかり、ブドウ糖を投与した。

賛成

保険者は健康保険証の廃止に伴い、従来は不要だったマイナ保険証への登録の有無を確認・管理するためのシステム改修と資格確認書の発行事務が必要となった。最近、東京都世田谷区では人口が多く、マイナ保険証登録確認が困難で費用も莫大にかかるため、国保加入者全員に資格確認書を発行すると表明した。最小経費で最大効果が求められる行政においては、従来の保険証を復活させて、マイナ保険証と併用していくことが、最も効果的で合理的な行動だと考える。マイナンバーカード普及推進及びマイナンバーカードに健康保険証の情報を

紐付けすることについては賛成だが、健康保険証の発行の復活を求めることの請願について賛成する。

高額療養費制度を利用する場合、負担限度額を超えた金額もいったん全額自己負担して病院に支払い、申請書を提出して3か月後に戻ってくる。マイナ保険証だと窓口負担を負担限度額のみにすることが出来る。申請書を提出する必要がなくお金を立て替える必要がない。

問 住民の知る権利と情報の公開・提供について

答 行政の説明責任として積極的な情報公開に



あかぬま まさのり
赤沼 正副 議員

町は信託者である住民に
対して、その諸活動につ
いて説明責任を負っている。
言い換えれば、住民は行政
に関して「知る権利」を有
しているということができ
る。この説明責任を果たし、
町民の「知る権利」を保障
していくためには、町が保
有する情報を住民に積極的
に公開・提供していく必要
がある。

問 住民自治と住民の知る権利についての考えは。

答 行政機関が保有する情報は住民の共有財産で、住民自治を行う上で、行政の政策・施策を理解し、地域の意見をどのように反映させていくかを考えるために、行政の情報を正確に知ることは非常に大切な権利であると考えている。

問 住民自治における情報の公開と提供の重要性の認識についての考えは。

答 情報公開は住民の知る権利を保障し、行政の説明責任を果たすものである。住民自治においては、情報公開すること、行政への理解を深めること、行政参加を促進させること

とができる重要な制度である
と考える。

問 町ホームページやライ
ンでの情報の公開や提供基
準(ガイドライン)の現状は。

答 町ホームページに詳細なガイドラインはなく大まかな基準を設けている。LINEは、公式LINE運用ポリシーに基づき運用しており、町の生活、イベント、災害関連情報等を発信することとしている。積極的な情報の公開の中でも、個人情報保護や情報漏洩の防止等を含めて、基準や運用ポリシー等を適宜見直していく。

問 委員会や審議会の会議内容の公開については。

答 町政の公正で民主的な執行と町政に対する町民の信頼の確保を図るとともに、町民の町政参加を促進し、もって開かれた町政のより一層の推進に与するため、会議日時等の事前情報の公開から会議資料、会議録等は、原則公開すべきものと考えている。今後、積極的な情報公開に努める。

問 情報の公開や提供及び

会議の傍聴については、個人のプライバシーや秘密に関わる事項、国や地方公共団体の事務事業の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある事項等、公共の安全と秩序の維持などに著しい支障が生じる場合に限り、例外的に非公開とし、安易に公開の制限等をかけることはあってはならないと考えるが。

答 情報の公開や提供については、例外はあるにせよ、安易に公開の制限をかけるべきではなく、原則公開とし、住民自治と知る権利に対応する。

介護保険制度の現状と課題について

問 要介護認定の申請から認定までに要する時間はどれくらいか。

答 町の平均所要日数 令和6年度の41・9日の内訳としては、申請から主治医意見書・認定調査票が揃い広域が受け付けるまでの期間が27・9日。広域が受付をした後、審査会を実施し審査結果が出るまでが14日だった。

問 介護保険の申請者は、介護を受けるために、早く認定をしていただきたい。認定結果までの日数の短縮のため、認定業務にAIシステムを利用しての調査票の点検の自動化や審査会での資料の郵送等をなくすためのタブレット端末の使用等については、どのように考えているか。

答 今後、デジタル技術やAIの活用により、介護認定の迅速化を図る必要があると考える。比企広域全体で、認定審査期間などの短縮に努めていく。

「地方自治の本旨」とは、日本国憲法第92条に定められている地方自治の基本的な理念や原則を指します。2つの意味から構成されていると解釈されています。

- 1 住民自治 (地域の住民が自らの意思に基づいて、地域の政治や行政に主体的に参加することを意味します)
- 2 団体自治 (地方公共団体(都道府県や市町村など)が、国の干渉を受けずに、自らの責任と判断で地域の事務を処理できることを意味します。)

※住民自治と団体自治は、地方自治の健全な発展を保障するために不可欠な二つの柱です



おざわ みのる
小澤 実 議員

問 町民の安全・安心について

答 常に危機管理意識を持ち全職員が一丸で対応する

問 東日本大震災の町内の被害状況は。

答 東日本大震災時、町内では震度4を観測し、被害状況は住家の一部破損が56棟（屋根ぐし、瓦）、非住家の一部破損が32棟（屋根ぐし、瓦）、ブロック塀の破損1か所、墓石倒壊16件道路や橋梁の損壊、がけ崩れなし。地盤の液状化もなし。建物の全壊なし。

問 行政「公助」の活動状況は。

答 災害発生直後から、職員によるパトロール、区長を通じた被害調査を実施。被害があった方へは、ブルーシート（7件11枚）の配布や罹災証明を発行。また、当時の福祉主管課で、独居の高齢者や障害者宅を個別に訪問し、様子確認と見守りを実施。その他、災害派遣従事車両証明書の発行19件、計画停電の防災無線やホームページで情報提供、高萩市（茨城県）、松島町（宮城県）への職員派遣。

問 自主防災会組織「共助」の活動状況は。

答 災害発生時の活動はな

かった。現在の自主防災会は、毎年、防災訓練実施計画書の作成と、活動報告書を提出。物資、機材、倉庫等の整備のため、1防災会に年間3万円を支給している。

問 地域防災計画見直しの進捗状況は。

答 年度内の完了に向けてスケジュール調整を行い、国や県の機関、消防、警察等を含めた防災会議で協議し、策定を進めていく予定。

問 自主防災会の現在の指導状況は。

答 自主防災会の活動状況は、地域によってかなりの差が生じているのも事実である。2年に1度の町主催の地域防災訓練に合わせて訓練を実施している自主防災会が多く、町の地域防災訓練の開催がない年は、自主防災会で集まって避難訓練や備蓄品確認・整理、防災センターへの視察など実施しているところもあり、活動状況も様々である。自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という連帯感に基づき、地域の方々が自発的、自主的に運営・活動することから、

町の関わりとしては、自主防災会に對して、研修や講師派遣の情報提供、物品等の補助金の交付をしている。しかし、定期的な情報交換や活動の確認などはしておらず、あくまでも自主防災会へのサポートとなっている。今年度、指定避難所への備蓄倉庫及び資機材を分散配備するので、来年度以降は、自主防災会や行政区ごとに避難所開設訓練や運営訓練等を実施できるように依頼や援助をして参りたいと計画している。

問 白岡市役所庁舎で火災が発生。本町役場庁舎の消防設備状況は。

答 自動火災報知設備は、熱感知式が128箇所、煙感知式が29箇所設置してある。作動すると火災報知器のブザーが鳴り、総務政策課内及び警備員室にある火災表示機盤が作動し、ランプと音声で火災場所を案内する。土日を含めて日中であれば、職員が在庁し、夜間であれば警備員が在勤しているので、火災場所を確認し、初期消火と119番消防署へ通報する。

問 夜間・深夜の警備体制は。

答 午後5時15分から翌朝の午前8時30分までは警備員1名による警備の体制をとっている。

問 本町役場庁舎で白岡市役所と同様な火災が発生しては困る。電気系統のタコ足配線とその器具にホコリ等の付着が無いかわ調査が必要ではないか。

答 白岡市役所の火災を自分事と捉えて、5月15日の課長会議で、職員による執務室のコンセント機器とその周辺の確認・清掃を指示した。5月中には全ての課・局で完了している。近年、行政の事務においても、OA機器が増え、配線を多数使用することから、定期的な確認・清掃等を心掛け、火災予防に努めている。

要望 現在は、総務政策課人権・自治振興担当職員が、区長関係・交通関係・防災関係等の掛け持ちで対応しているが、今後起こりうるあらゆる災害に對応できる危機管理部署とそれに対応するエキスパート担当職員の配置を要望する。

問 水道基本料金減免で生活者支援実施を願う

答 交付金が活用できれば最優先で取り組む



にしみやとしあき 西宮 俊明 議員

滑川幼稚園の教育の充実

問 町の先進的な英語教育の取組を滑川幼稚園にも導入できないか。

答 園内で英語教育に取り組む環境を整えるには、スケジュール、指導方法、職員やA・L・Tの配置など様々な課題がある。それらの課題を精査し、国際理解教育としての英語教育の導入の可能性を模索していく。

「滑川町版スーパー・シティプロジェクト」構想の具体化「役場周辺をふれあい交流拠点にする」という構想に賛同し、質問する。

問 役場周辺を周遊する遊歩道の整備をできないか。

答 遊歩道はふれあい交流を促進する点で効果が高い。新しいコミュニティセンター建設予定地の東側にも遊歩道整備計画がある。役場周辺の周遊については安全性に配慮し人の流れができるような仕組みを検討していく。

問 運動公園西側の遊具公園は良く整備されているが、いずれはリニューアルが必

要となるのではないか。

答 公園設置から27年経過し経年劣化も見られる。修繕が不可能となった時には、時



運動公園西側の遊具公園

代に即したリニューアルに取り組みたい。

問 図書館周辺に戸外で本を読むスペースを造れないか。隣接しているエコミュージアムセンターのテラスの修繕を行い町民がより気軽に活発に利用できる工夫を望む。

答 体育館からエコミュージアム

ジアムセンターまでの滑川の桜並木添いに「さくらまつり」の時のように簡易ベンチを短期間設置することは可能である。ウッドデッキの修繕は早期に行いたい。そのうえで利用者の拡大を図っていきたい。図書館サービスの充実を図るためには「居場所としての機能充実」も大切である。図書館とエコミュージアムセンターが連携した相互活用を視野に入れ「利用者の憩いの場」となるよう今後も努める。

問 役場周辺となめがわ森林モールを結ぶ自動運転バスを走らせることはできないか。

答 自動運転は技術の発展も目覚ましく地域の足の確保に資する。各地で実証実験が行われているが、ルート設定や導入コストの問題など解決すべき課題も多い。県の支援を受けながら町の特性に合った交通便利性の向上を検討していく。

水道基本料金の減免などで経済支援を

問 水道料金の基本料金の減免や免除で経済支援を実施できないか。

答 令和2年度から令和5年度まで減免や免除を8度実施してきた。現在は水道施設の更新や耐震化に多額の財源が必要であり厳しい経営状況にある。国からの交付金などが活用できる場合には検討していく。

問 (総務政策課への再質問) 3月議会で専決した補正予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の進捗状況を教えてほしい。財源を一部でも水道基本料金の抑制に充てられないか。

答 当初の交付金の事業は決定している。その後、閣議決定された予備費一千億円を活用した臨時交付金が追加される見通しとなった。交付金の余剰や追加分を活用できる場合は生活者支援としてすべての町民に関わる水道使用料基本料金の抑制に最優先で取り組みたい。

要望 前向きな答弁に感謝する。東京都は臨時的措置として4カ月間、一般家庭の水道の基本料金を無償化する。滑川町としても、物価高騰に加え、夏の猛暑が予想される中で、町民が安心して暮らせる環境を整えるという意味でも水道基本料金抑制の実施を切に願う。



問 新コミュニティセンター 音響設備について

答 今の音響設備より良い

問 新しいコミュニティセンターは今現在のコミュニティセンターより音響設備はよくなるのですか。新コミュニティセンターにグラウンドピアノを置く考えはあるか。

答 新設する音響設備の機能性、操作性等は、現状より格段に良くなるものと考えられる。しかし、費用も相当高額となることに留意する必要がある。ピアノを含めた、新しいコミュニティセンターの備品については、利用状況や設置スペース、特に費用対効果を考慮し、何を購入すべきか総合的に判断するように検討を進めていく。

問 さくらまつり、滑川まつりで、文化芸術の発表の場があるが、公共施設を利用して積極的に演奏会を一年に一度ぐらい、町が主催して開催する考えはあるか。

答 誰もが参加できる自由参加型の発表は、さくらまつり、滑川まつりが該当し、その機会を提供している、新たな演奏会を開催する予定は今のところないが、今後、開催方法なども含めて検討してみたい。

問 子どもの居場所に通うための条件があれば教えてほしい。どなたでも希望があれば受け入れるのか。

答 ①経済状況や様々な事情から家庭環境に課題を抱える子ども。②集団生活に関する課題を抱える子ども。③その他関係機関からの情報等により支援を行うことが適切であると町長が判断した子ども。どなたでも希望があれば受け入れるという事業ではなく、経済的な悩みを抱えていたり、ネグレクトや著しく劣悪な衛生環境下にある等、



滑川町福祉センター（子ども第三の居場所）

養育上問題を抱えている家庭の子どもを対象としたいと考えている。利用決定の際には、面談、ヒアリングを実施し、要保護児童対策協議会等、関係機関からの情報も参考にさせていただく。

問 高齢者のゴミを集積所まで運ぶのに、足腰が弱い高齢者、障害者にとってはひと苦労である。滑川町では高齢者のゴミ出し支援制度を行う考えはあるか。もし支援制度を行う場合にはどのように行うのか。

答 滑川町では、町内のゴミ収集所から回収することを基本としているが、高齢化社会の到来、核家族化の進行によって、ゴミを収集所まで運ぶことが困難な住民が増えてきていることから、自らゴミを収集所に持ち出すことが困難かつ、身近な人の協力を得られない方を対象に、戸別訪問によるゴミの収集を試験的に行っている。同時に、収集時に声かけ等による安否確認を行うことで、在宅福祉の向上を図るとともに、利用者の社会的孤立を防止することを目的として、高齢者及び障害者を対象に、令和6年から毎週火曜日に「ふれあいゴミ収

集」としてゴミ出し支援を実施している。試験的に実施することによって、滑川町でも他自治体の実施しているふれあい収集事業と同様の収集事業が展開可能であるか、実際に収集をした時の問題点などを把握し、今後確実に増加する戸別収集のニーズに素早く対応できるようにしたいと考えている。環境課、福祉課、高齢介護課で協議し、町内の事業者が玄関前収集を実施している。町の収集所にある力ゴを自宅に設置する方式である。「声かけを希望している方の反応がない場合は収集事業者から環境課に連絡が入り、環境課から緊急連絡先に連絡する」としているが、現状、希望者はいない。

実績としては、令和5年度は高齢者3世帯、障害者5世帯。令和6年度は高齢者、3世帯、障害者6世帯。令和7年度は高齢者2世帯、障害者6世帯。

今後の課題は、高齢者、障害者の条件や区分を細かく設定する必要があること。個別の聞き取り調査を実施し、収集が必要なのか判断していきたい。

問 企業誘致推進の意志は

答 誘致のため県産業労働部と連携して活動中



なかにし ふみとし
中西 文寿 議員

問 町内に企業誘致活用可能な土地はどの程度あるのか。

答 工業団地内で空いている区画はない。産業振興エリアとして企業誘致を想定した地区は4箇所あるが、直ちに活用ができる状況ではない。次期総合振興計画に向けて調整中。

問 企業誘致を成功させるには滑川町の強みや課題を整理し、誘致の可能性が高い業種や企業の調査（サウディング調査）が必要と考えるが、現状どのような取組みをしているのか。

答 現段階ではサウディング調査は行っていないが、担当内では今後検討すべき課題と認識している。現在は県内の状況から滑川町の状況を多角的に捉える術として、県企業立地課と連携を行っている。

問 滑川町の地形から企業誘致に適している土地があまりないように思うが如何か。

答 市野川を基準に考えた時、北側は農業用地が多く、さらに丘陵地となっており企業誘致には不向きになっている。南側は区画整理も行った

が、空いている土地も少なくなってきたいて、やはり難しいところがある。

問 比企地域は地盤が固く地震に強いと聞けるが、これは専門的な調査やデータで証明されているのか。また、企業誘致のPR材料として活用しているのか。

答 埼玉県地震被害想定調査報告書の内容から、滑川町を含む埼玉県西部地域は、大規模地震時の揺れが他の地域より小さい可能性があるが、滑川町に特化したデータはなく、さらなる調査研究が必要。この点を地震に強い町としてPRに活用できるか、今後検討していく。

問 埋蔵文化財の有無を事前調査する「先行試掘調査」を滑川町でも実施しているのか。

答 滑川町は、他の自治体と同様に開発工事前の試掘調査を実施している。今後も事前の試掘調査や協議を通じて、貴重な埋蔵文化財の保護と、開発行為者の費用負担軽減の両立に努める。

問 企業誘致は多くの自治体が公約に掲げるほど競争が激しく、滑川町も積極的に取り組まなければ取り残される。今後は、必要に応じてコンサルティングの導入も検討し、効果的な誘致戦略を練るべきではないか。

答 まだ担当レベルではあるがそのような話も出ている。今後できるかは予算との兼ね合いや総合振興計画との整合性を考えて検討していきたい。



企業誘致イメージ図（AI 作成）

水道料金等のクレジットカード決済対応ができない具体的な理由は何か。

答 料金システムの改修費用が高額であり、導入後の代行会社への手数料も口座振替に比べて高額であることが大きな理由。今後必要経費を最小限に収めるためにも口座

振替を推奨していく。

問 町のホームページに於ける「水道料金のお支払い方法について」はスマホ決済アプリの記載が別ページとなっていて分かりづらい。ホームページ上の案内を修正する必要があるのでは。

答 確かに分かりにくい面があるので、1ページでの情報提供に早急に改修する。今後より見やすく分かりやすいホームページ作りを行っていく。

問 納付書を使ったクレジットカード払いはできるが、口座振替のように一度の手続きでクレジットカード払いにすることはできていない。具体的な理由は何か。

答 すでに地方税共同機構に於いてクレジット払いが先行していること、また手数料は納税者負担にせざるを得ないというところがあり、町としても費用負担が少ない口座振替を推奨している。今後は、さらに役場窓口で口座振替手続きが行えるよう、役場窓口に専用端末の導入を考えている。



あべひろあき
阿部 弘明 議員

問 町独自のごみ処理計画の策定を

答 ごみ処理計画の策定の予定はない

「埼玉中部資源循環組合」の教訓を生かせ

問 「埼玉中部資源循環組合」が令和2年3月に協議半ばで解散した。町は3654万円の損害を被った。「広域化」という義に隠れてそれぞれの自治体が責任を負わない状況が生んだ結果だ。この経験からも町の独自のごみ処理計画を打ち出すべきだ。

答 町独自のゴミ処理計画を策定する予定はない。

「子ども議会」の開催を

問 「子どもの権利条約」に自分の意見を述べ重視される権利、自分に影響を与えるすべての事柄について、自由に自分の意見を述べ、その意見を正當に重視してもらう権利がある。「第6次総合振興計画」策定にあたり町の10年先を託す子どもたちの意見を述べる場として「子ども議会」の開催を求める。

答 「子ども議会」開催については議会の中で検討を。

戦後80年、非核平和都市宣言

言文の掲示を庁舎以外の公共施設に広げて

問 『滑川村英霊誌』によると日清戦争、日露戦争、中国への侵略戦争、アジア・太平洋戦争の中で町の青年262人が亡くなった。生きて帰還しても「心身ともにボロボロで廃人同様でベッドで寝た切りだった」という。村役場では男子一人一人の身上調査書が作られ、その個人情報をもとに徴兵名簿を作り赤紙を配っていた。戦後80年。今も、戦火が絶えない。国内でも

集团的自衛権行使容認、敵基地攻撃能力保有、防衛費・軍事費の倍加が進み、もはや「戦中」に直面しているようにも思える。町が2015年に行った「非核平和都市宣言」を現在の庁舎入り口だけでなく他の公共施設で掲示し町の平和への決意を町民に示すことが求められる。

答 役場以外の公共施設への設置は考えていない。

物価高騰対策とエアコン設置補助を

問 私たちの「町民アンケート」で「昨年より生活が苦しくなった」という回答が73・5%に上った。町は国や県任せにせず町独自の物価高騰対策を打つべきだ。今年も暑い夏が予想される。エアコンが利用できるかは命の問題だ。生活保護世帯や高齢者世帯、生活困窮世帯でエアコンがない又は故障等で使えない世帯へのエアコン設置補助を求める。

答 エアコン設置補助を行う予定はない。

滑川町非核平和都市宣言

戦争のない世界恒久平和と核兵器の廃絶は、人類共通の願望である。

しかし、現実には未だ武力紛争が絶えず、多くの核兵器が造られ、人類とあらゆる生命の存続に深刻な脅威を与えている。

わが国は、世界で唯一の核被爆国として、再びこの地球上に広島・長崎の惨禍を繰り返してはならない。そして全世界の人々に対し、被爆者の苦しみと、核兵器の恐ろしさを訴えていかなければならない。

私たち滑川町民は、美しい郷土、恵まれた自然、豊かな生活と平和な未来を子どもたちに継承していくために、被爆70年の節目の年に際し、非核三原則（核兵器をもたず、つくらず、もちこませず）の堅持と恒久平和の実現を願い、ここに「非核平和都市」を宣言する。

平成27年12月

問 生まれ育った町「滑川町」を誇り 愛する児童生徒の育成について

答 町、学校、保護者、地域が連携し、 町の未来を担う人材の育成に努める



はら とおる 徹 議員

問 子どもたちを教育する先生方に滑川町を知り愛して貰うために行っていることは。

答 町を知り、町に愛着と誇りを持つて貰うよう、転入してきた先生方への辞令伝達式において町長及び教育長から先生方に自覚を促すとともに、地域見学・家庭確認や各種イベントへの参加等により町を知ってもらっている。先生方が滑川町で勤務することに誇りと愛着を持ち、滑川町の良さ、温かさを実感し、そのことを子どもたちに自分のことばで伝えていくことで、子どもたちは「我が町、滑川町」の誇りを胸に、滑川町の未来を共に創る大人に育っていくものと考えている。

問 児童生徒への教育・施策は。

答 第3期滑川町教育振興基本計画で「学んでよかったまちへ」チーム滑川での教育・人・まちをつなげ、未来へつながる滑川町の教育」を掲げ、町・学校・保護者・地域が連携し町が一体となって、「町の子は町で育てる」を実践しながら、子どもたちの学びを支援し、町の未来を担う

人材の育成に努めている。
町探検等で公共施設や町内文化財、町の名所を巡り、町の現状や歴史などを学び、滑川町を好きになり、誇りを持つてもらいたいと考えている。

問 鎌倉方面への修学旅行の事前学習で比企氏のことを学んでいるか。鎌倉市と比企地域の共通点、つながりを実際に目にすると、紙の上やパソコンだけで学んだ歴史や地理とは違い、これらが一気に身近なものとなり、学習効果も上がる上に、滑川町への誇りと愛着心を持つようになるのではないか。

答 先日、月小では「いざ鎌倉！鎌倉街道」のタイトルで、事前学習を実施し、町の歴史、鎌倉の歴史的背景、比企氏などについて学んだ。9月実施予定の修学旅行のグループ行動で、比企氏ゆかりの「妙本寺」等を訪れるグループがあるとのこと。

要望 町で生まれ育った子どもたちが町に誇りと愛着を持つて滑川町を生活の本拠地として住み続け、活躍してもらええるような教育を進めてもらいたい。



妙本寺の比企一族の供養塔



妙本寺説明看板

ふるさと納税について

問 ふるさと納税の開発等を民間企業に委託した成果は。

答 昨年10月から民間事業者には返礼品の新規開発やふるさと納税ポータルサイトに係るサイトの作成・編集等の業務の委託を開始した。

東松山工業団地内の会社の化粧品、谷津田米を使った甘酒や町内で加工された味噌等の返礼品の取扱開始、ふるさと納税のポータルサイトの新規契約等により、ふるさと納税額が増加した。

問 企業版ふるさと納税の実績は。

答 最大で寄付金額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるものだが、現在まで実績は無い。

要望 職員数が少ない滑川町では、民間事業者に委託した方が良い事務事業が他にもあると思う。住民サービスの更なる向上の為に、事務事業を精査し、可能なものは民間への委託を検討して欲しい。



うえの はづき
上野 葉月 議員

問 集会所施設配置の公平性は

答 各地区ごとに経過が違っているので一緒に議論はいいか

問 令和6年9月の私の一般質問において、集会所は当初、公共施設として町が設置したと答弁があった。現在29か所ある集会所のうち、町が設置していない集会所はあるか。また、それらの性質は。

答 町が建設費を負担していない集会所は9か所、環境対策等に関連する集会所は7か所。滑川町文化スポーツセンターは昭和56・57年度に工業再配置促進費補助事業により建設された。月の輪球場・総合体育館・図書館の計4つが同事業による施設だ。

問 人口514名の上福田地区には4か所あり、東武東上線南側で、集会所のない都地区930人とみなみ野地区を合わせれば、3009人に對しみなみ野集会所しかない。滑川町は、何を基準に集会所を設置したのか。人口が変化する場合、新規設置を行う等、偏りをなくす計画がないのはなぜか。

答 集会所の新設・改築については、地域住民の要望により区長からの申請に基づいて対応する。集会所の管理運営は全て各行政区に委ねてお

り、利用方法や活用方法についても地域の判断に任せている。新設は地域住民の要望による。区長を通じて相談してほしい。

問 集会所の修繕費用の半分を住民が負担し、建設に對しても多額の負担がある仕組みは、自治体加入率60%程度の現状において、持続可能ではない。近隣市町では、交流等のために何かしらの公共施設を各地域に配置している。地域住民負担のある「集会所」を「公共施設+α」として補助し、公共施設は役場周辺に一極集中させ、身近にあるべき交流拠点を、各地域には配置しない。国民負担率は既に50%を超えている。高負担であれば高福祉。医療費・教育費が無料の国は多くあるが日本はそうではない。滑川町では、身近な地域拠点さえ、住民はさらなるコスト負担をしないと持てないのか。

答 建設費について、100万円以下の場合には全額補助、建設費1000万円を超える額は事業費の2分の1補助の規定がある。火災保険にも補助をしており、地元負担

地域ごとの集会所数と人口

地域名	人口	集会所数	集会所敷地面積計	1集会所あたりの人数*	1人あたりの敷地面積*
下福田	758人	3	1824㎡	253人	2.4㎡
上福田	514人	4	1380㎡	129人	2.7㎡
山田	568人	2	380㎡	284人	0.7㎡
土塩	318人	2	789㎡	159人	2.5㎡
和泉・菅田	485人	1	1454㎡	485人	3.0㎡
中尾	306人	1	914㎡	306人	3.0㎡
伊古	381人	1	940㎡	381人	2.5㎡
水房	201人	1	281㎡	201人	1.4㎡
月輪	2114人	2	1552㎡	1057人	0.7㎡
月の輪1～7丁目	6282人	3	2236㎡	2709人	0.3㎡
六軒	1846人				
羽尾3区	128人	1	305㎡	128人	2.4㎡
羽尾2区	1073人	3	4842㎡	358人	4.5㎡
羽尾1区	1774人	4	1740㎡	444人	1.0㎡
みなみ野1～4丁目	2079人	1	195㎡	2079人	0.1㎡
都	930人	0		-	0.0㎡
合計	19757人	29	18832㎡	平均681	平均1.0

*注：実際の利用対象者居住範囲は住所または行政区によるため、参考値
出典：埼玉県町(丁)字別総人口調査(R7/1/1 現在)、滑川町地域防災計画

が少なくなるよう努めている。財政上の課題から複数設置が難しい大規模施設は町の中心部に設置しており、距離やアクセス、利用状況、費用等を総合的に判断している。

答 図書館は長寿命化で建物を維持する予定で、建て替え等の計画は現在はない。

問 前回の答弁では集会所は公共施設+α、つまり公共施設と解釈できる答弁、今回は公共的な施設であって公共施設ではないという答弁。町長に伺う。これは齟齬があり、一致していないのではないか。

答 齟齬があったかは使用方。公の施設(公共施設)と公共的な施設は異なるもの。集会所設置の経過は各地区ごとに違う。ここで一緒に議論するのは、いかがかなと思う。

表紙の写真 和泉に所在する木造阿弥陀如来坐像と両脇侍立像

阿弥陀如来坐像 国指定重要文化財 両脇侍立像 県指定有形文化財（彫刻）



- ・所在地 滑川町和泉勝達 1681
- ・山号 八幡山泉福寺
- ・宗派 真言宗智山派
- ・開山 建久元年（1190）僧「海伝」による

- ・阿弥陀如来坐像、両脇侍立像
泉福寺敷地内に建つ耐火造りの収蔵庫に安置
年に2回、お正月と8月の施餓鬼に御開帳を行う

泉福寺阿弥陀如来坐像は1964年に国の重要文化財に指定されました（旧国宝）。観音菩薩および勢至菩薩立像は1982年に県の有形文化財（彫刻）に指定されました。ヒノキの割矧造という技法で作成され、像内に建長6年（1254年）仏子定生房の修理銘があります。修理銘は「大檀那沙弥西願同御芳縁源氏所君達…」です。

定生は京都宇治の平等院鳳凰堂の仏像を作った定朝（平安時代後期を代表とする）の流れを汲む仏師です。両脇侍の観音、勢至菩薩も同じ定朝様の流れを汲む作風です。まさに「郷土のほこり 阿弥陀さま」！

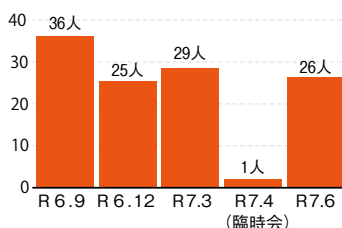
拝観の注意点

- ・仏像の拝観には、文化財保護のため事前に滑川町教育委員会への申請及び職員等の立会いが必要です。
- ・問い合わせ先 滑川町教育委員会 文化財保護担当 TEL 0493-57-1902

次の定例会予定は

9月2日(火)~

傍聴者数



編集後記

議会では4月30日の臨時会にて新しい人事体制が決まり、スタートしました。編集委員も新メンバーに替わり、町民の皆さんに関心を持っていただけるよう編集に努め、より良い議会だよりをお届けします。

5月は13日間の雨模様で、福田小学校運動会・滑中体育祭が順延となりました。6月には、町内の農家さんはほぼ田植え作業を終了されたことと思います。近年の物価高騰の影響で米価格が跳ね上がり消費者の方々はご苦労されていることとお見舞い申し上げます。

関東地方も6月10日に梅雨入りし、その一週間後には梅雨前線が北上して6月中は高温が続きました。7月には台風の影響を受けた豪雨もあり、蒸し暑く体調管理には厳しい時期となりました。町民の皆さんにはご自愛いただき、この夏を元気に過ごしてください。（小澤 実）

皆さんの声を
聴かせてください！

- 議会への町民の皆さんのご意見・ご感想を募集します。
- いただいたご意見・ご感想を紙面に掲載させていただくため、議員よりご連絡を差し上げることがございます。

<<ご意見・感想はこちらまで>>



議会

↑町のホームページ入力フォーム
※内容の欄に<<議会だより感想>>と必ずご記入ください。